銃砲刀剣類所持等取締法第4条の4第2項に基づく許可猟銃等に係る打刻命令に係る 処分基準新旧対照表(案)

(改正部分は、下線部分である。)

旧

処分基準

令和2年1月10日作成

名:銃砲刀剣類所持等取締法

根 拠 条 項:第4条の4第2項

処 分 の 概 要:許可猟銃等に係る打刻命令

原権者(委任先):福岡県公安委員会

法 令 の 定 め:

令

法

銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号( 許可)、同第4条の4第2項

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条(打 刻命令)

## 処 分 基 準:

銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁 以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等があ る場合等は、打刻を命ずる。

問 合 せ 先:住所地若しくは法人の事業場の所在地を管轄する警察署生活安全(生活安全刑事)課又は警察本部生活保安課092-641-4141、内3177

備 考:

新

処分基準

令和●年●月●日作成

法 令 名:銃砲刀剣類所持等取締法

根 拠 条 項:第4条の4第2項

処 分 の 概 要:許可猟銃等に係る打刻命令

原権者(委任先):福岡県公安委員会

法 令 の 定 め:

銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号( 許可)、第4条の4第2項

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条(打 刻命令)

## 処 分 基 準:

銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁 以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等があ る場合等は、打刻を命ずる。

問 合 せ 先:住所地若しくは法人の事業 場の所在地を管轄する警察署生活安全(生活安全 刑事)課又は警察本部生活保安課092-641-4141、 内3177

備 考: